入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年４月23日
支出負担行為担当官
　沖縄総合事務局開発建設部長　中島　　洋
◎調達案件番号　007　◎所在地番号　47
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　那覇第２合同３号館（Ｒ３）建築工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　沖縄県那覇市おもろまち２丁目１－１
⑷　工事内容　本工事は、那覇第２地方合同庁舎３号館の新築工事等を施工するものである。
　１）建物用途　庁舎
　２）構造・階数・建物規模・工事概要
　①　庁舎
　　鉄筋コンクリート造・地上９階、塔屋１階建て
　　延べ面積14,768.31㎡　新築１棟
　②　分棟車庫
　　鉄筋コンクリート造・地上１階建て
　　延べ面積784.84㎡　新築１棟
　③　屋外排水設備　改修一式
　④　舗装　改修一式
　⑤　雑工作物
　　駐輪場２　新設一式
　　掲揚塔　新設一式
　　屋外掲示板　撤去新設一式
　　縁石　撤去新設一式
　　車止め　撤去新設一式
　⑥　庁舎（１号館）
　　鉄筋コンクリート造・地上４階、地下１階建て　改修１棟
　⑦　庁舎（２号館）
　　鉄骨造・地上11階、地下１階建て
　　改修１棟
　⑧　車庫
　　鉄骨造・地上１階建て
　　取り壊し１棟
　なお、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日以外は、行政事務を行うなかで本工事を施工する。
⑸　工期　工事の始期から806日間　（但し、令和３年10月11日（工事着手期限）までに工事を開始すること）
⑹　使用する主要な資機材
　　コンクリート　約15,800㎥
　　鉄筋　約3,160ｔ
　　鉄骨　約45ｔ
　　ガラス　約1,650㎡
⑺　本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（技術提案評価型Ｓ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。
⑼　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
　なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑾　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。
⑿　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける工事である。
⒀　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンドの対象工事である。
⒁　本工事は、段階的選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という）及び段階的選抜方式における一次審査に係る確認資料（以下「確認資料」という）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の試行工事である。
⒂　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
⒃　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
⒄　本工事は、入札説明書に示す工事成績相互利用適用対象工事（以下「評価対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。
⒅　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である。
　ただし、毎月第４土日を現場閉所とする試行工事である。なお、毎月第４土日の現場閉所が未実施となっても、罰則規定はない。
⒆　本工事は、受注者が入札時又は、工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する工事である。（総合評価に関する技術提案において加点評価対象となった内容は除く。）
⒇　本工事は、「情報共有システムを活用した工事関係図書等の効率化、電子納品等」の適用を行う対象工事である。
　適用にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版営繕工事編」を満たす情報共有システムを使用すること。
(21)　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。
(22)　本工事は、男女別の環境改善型トイレ（「快適トイレ」という）の設置について、推進する工事である。
(23)　本工事は、ワークライフバランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する工事である。
(24)　本工事は、「ＢＩＭモデルを活用した施工に関する調整」の試行を行う対象工事である。
(25)　本工事は、「ＩＣＴ建築土工を活用した施工」の試行を行う対象工事である。
(26)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。
(27)　本工事は、熱中症対策として日最高気温の状況に応じた費用の補正を行う試行工事である。
(28)　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
2　競争参加資格
　次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等であること。なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち「建築工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。